



平成18年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社フライングガーデン
代 表 者 名 代表取締役社長 野沢八千万
(J A S D A Q ・ コード 3 3 1 7)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役経営企画部長 坂 本 明 好
(T E L : 0 2 8 5 - 3 0 - 4 1 2 9)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年6月23日開催予定の第25期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株式を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)を新設するものであります。
- (2) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (3) 法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネット開示することにより、みなし提供することができるように第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 当社に設置する機関を定めるため、第19条(取締役会の設置) 第32条(監査役及び監査役会の設置) 第42条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
また、第33条(監査役の員数)について、当社の規模にあった員数に変更するものであります。
- (5) 必要が生じた場合に、書面または電磁的方法により、取締役会の機動的な運営を図るため、第28条を新設するものであります。
- (6) 定款上で引用する条文を会社法相当条文に変更するものであります。
- (7) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (8) 上記に伴う条数の変更を行うものであります。

2．定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります

3．日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

以上

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社フライングガーデンと称し、英文では FLYING GARDEN CO., LTD と表示する (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 食堂、料理、飲食、喫茶等のサービス業 (2) フランチャイズチェーン店の経営 (3) 各種食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造加工販売 (4) たばこ及び酒類の販売 (5) 建築並びに土木の設計管理及び施工 (6) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理業 (7) 貨物自動車運送業 (8) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく代理業 (9) 宿泊施設、スポーツ施設、娯楽施設、教育・文化施設の企画、開発及び経営 (10) 広告代理業及び旅行代理業 (11) 芸術、芸能その他催物の企画、製作及びチケット販売 (12) 前各号に関する経営コンサルタント業務 (13) 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を栃木県小山市に置く。 (公告の方法) 第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 第 2 章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、400 万株とする。 (自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、取締役会決議により、自己の株式を買い受けることができる。	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社フライングガーデンと称し、英文では FLYING GARDEN CO., LTD . と表示する。 <現行どおり> <現行どおり> <現行どおり> 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、400 万株とする。 (自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(端株原簿への不記載) 第7条 当社は、1株未満の端数については、これを端株として端株原簿に記載又は記録しない。 (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の1単元の株式の数は100株とする。 2 当社は、1単元未満の株式について、株券を発行しない。 <新 設> <第8条2から修正後移行> <新 設> (基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。 (名義書換代理人) 第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿、株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	<削除> (単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式の数は100株とする。 <第8条2へ修正後移行> (株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。 (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。
---	--

(株式取扱規則)

第11条 当会社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿、株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎営業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

2 株主総会は、本店の所在地及びその隣接地のほか、群馬県桐生市において招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

<新 設>

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(株式取扱規程)

第12条 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

<削 除>

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u> (議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第4章 取締役及び取締役会 <新 設> (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。 (取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第20条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。 2 代表取締役の内1名を取締役社長とする。 3 取締役会は、その決議により、必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (相談役及び顧問) 第21条 取締役会の決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。	2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u> (議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第19条 当会社は、<u>取締役会を置く。</u> (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、7名以内とする。 (取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第23条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 2 代表取締役の内1名を取締役社長とする。<u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3 取締役会は、その決議により、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (相談役及び顧問) 第24条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。
---	---

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

<新 設>

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役

<新 設>

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第32条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。 <新 設> <新 設> <新 設> <新 設> <新 設> (監査役の報酬及び退職慰労金) 第31条 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める。</u> <新 設> <新 設> <新 設>	(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。 (常勤の監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (監査役会規程) 第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第42条 当社は、会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第43条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。 (会計監査人の任期)
---	---

